

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
<b>霞堤地区浸水被害軽減対策フォローアップについて</b>				
1	「この小堤は令和 5 年 6 月洪水が再来しても外水氾濫を防除することができます」と記載されているが、東上の地点で平成 23 年より令和 5 年の水位が高かった。打合せで指摘した際に明確な回答をもらっていないので「意見があった」ということを資料に明記してくれと言ったが、「口頭で説明する」と言われたが、口頭の説明されもなかった。	「令和 5 年 6 月洪水が再来しても外水氾濫しない」については、作業部会でもご指摘いただいております、一番下にも「精査中」と記しているのご確認いただきたい。	国	
2	「小堤は豊川から水があふれても壊れないように」との記載があるが、小堤は水があふれることを想定して作られるのか。豊川から水があふれないように、小堤ではなく堤防を作って欲しい。	小堤は、平成最大の出水であった平成 23 年 9 月洪水が再来した際に外水氾濫しない高さで設計しているため、完成堤については次期整備計画の中で検討していきたい。	国	【補足】 現在の整備計画では、小堤の設置となっています。
3	令和 5 年 6 月洪水が再来しても外水氾濫しないという結果については、了承していない。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 当時の気象状況や河川水位を再現したシミュレーションを改めて実施し、小堤の有無による浸水低減効果を精査します。
4	なぜ金沢の霞地区は対策をされないのか。	他の霞堤地区同様小堤による対策を進める計画で有り、いきなり完成堤とすると、下流に影響がでるためである。	国	【補足】 H28 年に浸水被害軽減対策計画を策定し、計画に基づきソフト対策、ハード対策の取り組みを進めています。
5	下流に影響が出るのであれば、なぜ下流部で影響が出ないための対策をして霞堤を閉じてくれないのか。変えるつもりはあるのか。	現時点では、計画を変える予定はない。	国	
6	設楽ダムが働き方改革で休ませましょうということで 8 年延びた。今年、現時点で水がない。早急に作って改善されるのであれば、作るべきじゃないの。設楽ダムの建設計画が無くなった場合は、小堤の建設もやめるのでしょうか。前回、設楽ダム群という言葉を使っていたが、まだダムをつくるのか。	設楽ダムの建設が遅れていること、すぐに建設できないことについては申し訳ない。	国	【補足】 河川整備基本方針ではピーク流量を基準地点石田において、7,100m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 3,000m <sup>3</sup> /s を調節して、河道への配分流量を 4,100m <sup>3</sup> /s とする計画となります。
7	使わない放水路も、あふれる小堤防も要らない。どうせ金を使うのなら本堤にしてほしい。放水路の水門を開けておけば水位が減るんだったら、開けっ放しでも別に問題ない。 「後日町内会に確認したが、個人の意見であり、町内会として小堤防が不要とは考えていない。」	ご意見はお伺いした	国	【補足】 放水路の操作水位を引き下げるとは、放水路に流入する河川合流点に設置された樋門などのゲートを閉める時間が早く、長くなり、結果、内水を排出する排水ポンプの稼働時間が長くなるなどの影響が考えられます。 また、放水路の運用は、建設の際に地元の皆様の意向などを踏まえ決定されたものであり、運用を直ちに変更することは難しく考えています。
8	前回、豊川市へ「金沢地区のために土のうを何枚用意してありますか」と質問したが、わからないと言われた。その後何か対策をしたか。小堤ができてあふれるようになれば災害に該当するので、当然豊川市も消防も人を派遣して、土のうを積んでくれるようになるのか。	あふれた際に土のうを積むかは今の時点では判断できない。	市	【補足】 土のうについては 5 月に実施した水防訓練の際に必要な数を金沢町内会に渡しています。

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
9	小堤から水があふれたときにはどう対応をするか。	現在の小堤の有無にかかわらず、まずは被害が起こらないような対応をさせていただく。危機管理課の立場からすれば、避難情報等を出し、まずは人命第一ということで対応させていただくことになると思う。	市	【補足】 (国)浸水時には、程度によりますが浸水面積、浸水深等浸水状況の把握、河川管理施設の被災状況把握などを行います。
<b>工事について</b>				
10	現在行っている工事について、堤防からダンプや大型車が入り出しているが、通学路をダンプカーが走っている。また金沢町から下った浸水深の看板が立っている所にダンプカーを数台止めて休憩している。通学路を通行させない、休憩場所を他に作る、出入り口をしっかり安全な方向にする等の対応はできないか。	前にもご連絡をいただいたことがあり、業者にも確認したが、この現場では通学路にダンプは通行させていない。ただ、上のほうから来るダンプが時々入ってくるので、本工事の交通誘導員が小学生等に気をつけながら、ダンプをうまく誘導していると聞いている。今後、このようなことが仮にあつたら、きちんと厳重注意をして、二度とないようにする。	国	【補足】 堤防道路及びアンダーパスを走行しているダンプは愛知県水道局が発注している工事であり、愛知県工事を受注している業者に対して、金沢地区でダンプの走行について苦情があることを伝えた受注業者から下請運転手に対し、注意がなされ、通学路上にダンプを止めないようにした。
11	住民の意見に反することをやっているの、地元の住民から意見が出る。地元が協力できる動きを行政が取ってくれば、住民が気をつけて子どもたちを見る。協力できないような体制を作っているの、このような現状になっている。そういう小さなところから拾っていかないと、何の譲り合いもできない。	承知した。話があつたら、その都度、業者の指導をしっかりとさせていただきま。苦情が出ないように、今後も対応していきたい。	国	【補足】 国の工事を受注している業者は、2台のダンプを使用している。 運転手には金沢橋の手前で左折して工事現場に入るように徹底しているが今回の件を受けて再徹底しました。
<b>建築物への指導について</b>				
12	「建築確認申請時の指導」とあるが、金沢町で建物を建てる時に具体的にどのような指導をされているか。	豊川市の建築関係の方が不参加なので、一般的な回答となる。 設計士が建築物を設計した場合、自治体の建築課窓口で許認可を受けに行くが、その際に地区の浸水状況や建物の高さの指導を行うと聞いている。建物の構造と土地の浸水状況の関係を確認し、必要に応じて、例えばかさ上げしないといけない等の指導を自治体でされるので、豊川市でも基本的には金沢地区の浸水状況に応じた指導をされると聞いている。	国	
13	家の近くで新しい住宅が建設されたが、土盛りを50cm行った際に「50cm以上は申請が非常に煩雑になるため、やめたほうがよい」と説明を受けた人がいる。これは浸水しない地域で建物を建てる場合の話であり、浸水地域への対応になっていない可能性がある。例えば土盛りに対する補助を出すなど、地区に応じた指導が十分に行われていないように感じる。浸水の恐れがあるため、嵩上げは不可欠であると考えられる。	霞地区に限らず、盛土を高く造成すると、地震時の挙動や建物の重量による不等沈下が発生する可能性があるため土地毎に判断が必要となる。	国	

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
		建築課には、その旨を伝えておく。以前も同じような質問をいただき、どのような対応をしているかを聞いたことがある。建築課の職員ではないので責任を持って言い切れないが、建物を建てる時の確認申請、許認可は建築士の方が行政機関に持っていく。そのときに建築士の方に「金沢地区で家を建てる時には水害を防ぐ工夫をしていただきたい」という案内をさせていただいていると聞いている。	市	
14	建築士にそのような指導をしているのであれば、建築士は施主に対し「土地を嵩上げた方がよい」と助言するのではないかと。具体的にどのような指導をしているのか、地元住民の立場に立った指導をお願いしたい。	そのような指導をしていると聞いているが、現場での具体的なやり取りについては把握していない。「施主まで伝わっていないので、より工夫した伝達方法を検討すべき」という意見があったことは伝える。	市	
15	過去に豊川市は建築申請業者向けの説明会を開催し、霞堤ポータルに「建築時には」というチラシを掲載している。しかし、金沢地区で家を建てた施主に確認したところ、いずれも案内を受けていないと回答していた。説明会に参加していない業者は事情を把握していないようである。豊川市では、住宅嵩上げに関する補助金の検討を行っていたが、いつの間にか無くなっている。市議会では「有効な手立てであるため今後検討する」と答弁していたが、結果として実施されていない。他自治体では、浸水想定区域における住宅嵩上げ補助事業を実施している事例があるが、霞地区ではなぜ進展しないのか、国に指摘している状況である。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 霞堤地区防災情報ポータルへの掲載しているチラシを建築士会や指定確認検査機関へ送付し、周知している。
<b>被災に関する調査</b>				
16	2年前の水害について、復旧状況の調査は実施しているのか。農務課からは「一切調査していない」と聞いている。計画や資料を作成するにあたり、調査は必要と考えるが、調査を行わずに計画や資料を作成しているのか。農地や浸水した住宅について、調査に来たことは一度もない。調査をしていないのであれば、謝意の表明が必要ではないか。	一昨年の水害（令和5年6月2日の災害）の内容については、検証報告書を作成し、ホームページでも公開している。その中には床上・床下浸水の件数や水没車両の情報も記載されているが、申請のあった被害を対象としている。基本的には被害の多くが申請されていると認識している。	市	【補足】 本市の地域防災計画では、農業分野に関しては迅速な状況把握のため、現場に精通している農協（JA）や普及指導員と連携して調査を行う体制をとることとしており、当時は、それに基づき農協による現地確認または電話聞き取り等の方法で調査を行いました。また、農協に属していない農業者の方については、市HPを通じて被災証明の案内と合わせて被害状況の報告の呼びかけを行っています。
17	本来であれば、豊川市が浸水箇所を回るべきではないか。申請していない住民も多数存在する。	ご意見はお伺いした。	市	
18	発災から2年経過したが、復旧率はどうなっているか。浸水した箇所は全部復旧しているのか。	今は手元にお答えできる資料を持ち合わせていない。	市	【確認結果】 罹災証明書発行件数（560件）や水没等自動車災害見舞金申請件数（1388件）に対して災害見舞金を支給し対応しました。

豊川霞（金沢地区） 地元説明会議事録（4/10）

会議開催日 令和7年12月15日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
19	令和5年にも被災し、被害調査を依頼したが、農務課長から「写真を4方向から撮影し、被害証明の申請を提出してください」と指示された。何十か所も申請するのは負担が大きく、申請の有無で被害把握に偏りが生じるため、作業部会に被害状況調査を依頼した。商工関係の被害調査も実施されていない	ご意見はお伺いした。	市	
20	過去の災害記録に誤りがあるため、一度しっかりと調査を行い、正確な形で回答していただきたい。これまでの報告が十分に行われず、市議会でも報告されないまま、曖昧な状態となっている。公文書が誤った内容で作成されている状況であり、その体制を見直していただきたい。記録がないことにより、非常に多くの影響が生じている。異議申立書で指摘しているが、その回答も未だにない。	ご意見はお伺いした。	市 (国)	【補足】 異議申立書の回答について調整中です。
21	令和6年8月31日に水があふれたが、令和6年の河川管理レポートでは「出水時の河川巡視0回」となっている。現行計画では、霞地区で浸水しても巡視を行わない基準となっている。そもそも霞堤や無堤部に関する危険水位の設定は行われていないと聞いている。河川管理者として実施すべき事項が履行されていない。令和6年、豊川はあふれていないのか。	確認できていないが、レポートのとおりであれば出水時の巡視は行っていない。	国	【補足】 出水時の河川巡視は、原則として、はん濫注意水位を越える洪水及び高潮が発生している全区間について、堤防の状況、洪水流の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況、高水敷の状況、堤内地の浸水状況、水防作業などの状況把握を行うものです。一般的には堤防などの河川管理施設などの状態把握を優先して実施します。 令和6年8月洪水では一部、浸水したことを確認しているため水害統計の報告をしている。
22	床上浸水は何件発生したか。何百畳が被害を受けたのか。それは申請件数のみか。	申請件数については報告書で把握している。	市	
23	申請を出しているのは住民側だが、市側から調査はしているか。	危機管理課がすべてを調査することは困難であるため、各課からの報告を危機管理課が取りまとめている。	市	
<b>水位、流量について</b>				
24	石田観測所において、昭和44年8月洪水と計画高水位では、標高でどちらのほうが高いか。	計画高水位のほうが高い。	国	【補足】 昭和44年8月洪水での石田地点の水位はTP26.96mであり、石田地点の計画高水位はTP27.04mであるため計画高水位の方が高くなっています。

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
25	国の説明では、設楽ダムが完成すると石田地点で水位は60cm下がるとされている。戦後最大の洪水規模から60cm下がるにもかかわらず、計画高水位が高く設定されているのはなぜか	計画高水位は設計基準となる水位であり、変更されるものではない。また流量で決まるのではなく、堤防高を決定するための値である。	国	【補足】 (河川整備基本方針より)  計画高水流量は、昭和43年8月洪水、44年8月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点石田において7,100m <sup>3</sup> /sとし、このうち流域内の洪水調節施設により3,000m <sup>3</sup> /sを調節して、河道への配分流量を4,100m <sup>3</sup> /sとする。  (河川整備計画より)  設楽ダムの洪水調節効果については、戦後最大の洪水に対しては550m <sup>3</sup> /secの流量低減効果を見込んでいる。
26	河川砂防技術基準という国のガイドラインでは、出発水位は朔望満潮位という満月、新月の時の平均満潮位で設定すると定められているが、豊川の場合は今までの最高潮位の2.5mで設定されており、朔望満潮位より1m高い水位となっている。先程も、ダムができれば水位が下がるという説明をしている一方、(上流側の)計画の水位も高いままであり、霞堤を締め切ることができない理由としている。出発水位を朔望平均満潮位として公表されている水位縦断図を全体的にその分下げると計画高は超えない。霞堤に堤防を建設できる。水理計算から何まででたらめな状況である。	ご意見はお伺いした。	国	
27	豊川の無堤部について、危険水位の設定はされているか。設定要領に、有堤部及び霞堤において設定することという記載がある。	無堤部の浸水を基にした危険水位の設定はしていない。	国	【補足】 危険水位設定要領には、氾濫危険水位以下で小規模な被害が起こる恐れのある区域がある場合には、これらの区域に対し、「別途、洪水時の情報提供等について検討する」とあります。  霞地区においては、豊川市では地域の特性に応じて、他の地区より早い段階で高齢者避難情報、避難指示等の情報を発信するなどのきめ細かい対応をしています。
28	豊川の無堤部について、氾濫開始相当水位の設定はされているか。	レベル5のことだとすれば、霞堤を基にした設定は行っていない。	国	【補足】 危険水位の設定と同様、「別途、洪水時の情報提供等について検討する」ため氾濫開始相当水位は設定していません。
29	氾濫開始相当水位、これは無堤部以外のことを言っているが、県・市など関係機関に公文書で通知し、水防体制の整備を促しているか。	水防計画書で記載することにより、県・市など関係機関も知るようになる。	国	

会議開催日 令和7年12月15日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
30	放水路第二観測所の流量が、満潮と干潮で同じなのはなぜか。潮位の影響はないか。放水路第二の2020年7月1日と2020年7月6日の水位は両方とも5.17、流量が293.68トンで全く一緒。前芝の潮位は約1.3m差があるが、満潮でも干潮でも放水路第二の流量は全く一緒でいいか。満潮でも干潮でも、放水路第二に影響はないということか。	毎時観測であり、その時点の状況によるが、同一値になることもある。	国	【補足】 河川流量については、一般的に洪水時の浮子により観測された流速と断面積で流量を算出（ $Q=A \cdot v$ ）し、観測時の河川水位と流量との相関（H-Q 曲線）をから各水位の流量を算出しているため同じ流量となっている。 洪水時は干満により流速は影響を受ける。前芝での干満差は約1.3mであるが放水路第2地点では干満の差は0.1m程度であり、洪水時に潮位の影響はほとんどないと考えています。
31	豊橋の観測所の流量は、なぜ公表しないのか。	潮の影響で逆流することもあり、正確に測れないためである。	国	【補足】 豊橋水位観測所における流量観測については、こちらは潮汐による海水の逆流の影響を大きく受けることから、正確な水位と流量との関係の把握が難しく、流量観測値の公表を行っておりません。
32	放水路第二は正確に測れて、豊橋は測れないのか。	そのとおりである。放水路第二はゲートを開けたときに必ず上流から下流に流れるので流速は測れるが、豊橋の場合は潮の影響を受け、満潮の時は海から川へ逆流する。水位から流量を観測するときは、水位と流速の相関式で求めるが豊橋では相関がとれず流量把握ができない。	国	【補足】 豊橋地点と放水路第2地点の河口からの位置により干満差が違い、豊橋では干満差が1mほどあるため、出水時の観測は実施したが正確な流量観測は難しい。
33	なぜ逆流しないのは調べられないか。豊橋は、全部公表されていないが、観測した値はあるのか。 ほかの河川では超音波等を使って観測しているが、なぜ豊橋はやらないか。	ほかの観測所では、逆流は起きない。水位と流量の関係式はあるが、豊橋はそれができないので公表していない。 超音波は、結局は表面流速から流速を推算するもので、それが実現象と比較したときに技術的に適用ができるときは、ほかの河川でも適用している。しかし豊川の場合は、複雑な流れをすところについては、まだ技術的に可能になっていない。	国	
34	塩水くさびの影響は考慮していないか。	塩水くさびについては、観測していない。	国	

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
35	河川砂防技術基準では、塩分濃度等を調べる記載があるが。	流量観測については、豊川は当古や放水路第二、石田では、そういった観測は必要ないと判断している。	国	【補足】 塩分濃度については、塩害等により地下水などへの影響がある場合、必要に応じ観測する場合があります。
36	放水路でもかなり逆流しているが、洪水のときは逆流しないか。	洪水ではないとき、つまりゲートを閉めているときは逆流している。洪水のときは上流からの流量が多くて、基本的には逆流しない。	国	
37	ゲートが開いていても水深次第では逆流することもあったので、説明と矛盾していると感じる。	よほど低いとき、洪水末期の平水位に近いところはそういうことが起きるかもしれないが、水防等に関係してくる洪水の水位が高いときは、原則、河床勾配も水面勾配もあるので、逆流は起きない。	国	
38	逆流はしないが、流量に対しては減ると思う。流量が一定ということはないだろう。	流量と断面の関係は、下流部の水位が高ければ流速が遅くなり、上流部の水位も高くなるという現象になる。流速が早くなれば、同じ流量でも水位が低くなるため、洪水によって水位と流速の関係で流量が変わってくる。	国	【補足】 放水路第2地点では干満差はほとんどなくなる。 水位と流量の相関式から算出しているため水位が変わらなければ流量は同じとなる。
39	霞地区では、放水路のゲート開閉や、満潮、干潮の切り替えで水位が下がったりする現象が見られるが、潮位および高潮の影響はあるか。既往洪水における洪水ピークと潮位偏差の関係について教えていただきたい。	具体の潮位の影響があるかどうかまでは把握しきれていないが、少なくとも水理計算を行う上で、出発水位は水位が変わる現象はとらえているので、何らかの潮位の影響は受けていると思う。	国	【確認結果】 潮位偏差とは、実際に観測された潮位（実測潮位）と予測値（天文潮位）との差である。 満潮・干潮や大潮・小潮のように、月や太陽の起潮力によって起こる潮位の変化を「天文潮」といい、その潮位を「天文潮位」といいます。
40	今質問した内容は、国のガイドラインである河川砂防技術基準に記載されている内容であるにも関わらず、洪水ピークと潮位偏差の関係を精査されていないということか。	現時点で回答者が把握できていないだけであるため、事務所として確認する。	国	【確認結果】 実際に観測された潮位（前芝）は波浪や気圧などによる潮位偏差の影響はほとんどないと考えられる。
<b>放水路について</b>				
41	昭和43年、44年、54年、平成30年、と言った洪水は、現行管理では防げない。放水路のゲートが閉まっている状況では、流下能力が不足しているので、放水路ゲートを常時開放してほしい。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 放水路の運用は、建設の際の地元の意向などを踏まえ決定されたものであり、地域の合意などの歴史的経緯等からも運用を直ちに変更することは難しく慎重な対応が必要と考えています

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
42	豊川の河川整備計画では、ダムで水を受けて、その後、放水路で分流することになっている。では、放水路と本川とで適切に分流できているかどうか。実測データの値として、どのように管理されているか。単純に6:4で分けるのではなく、実際の値として分流しているか。	放水路第二の流量観測のデータと、当古の流量観測、2地域で管理している。データは取得しており、概ね（放水路）4：（本川）6になっている。過去のデータを見ると近い数字になっている。	国	
43	私の計算上では異なる。具体的な数字を提示していただきたい。	国の水文水質データベースで公表されているので、それを見ていただきたい。	国	【確認結果】 参考 R5.6月洪水 当古 約 5023m3/s 放水路第二 約 1943m3/s 39%
44	差し引きしたが、総流量が減るような現象になってしまう。当古の流量から放水路第二を引くと、本川である程度の水位があるのに、水位、流量がないという計算になる。把握はされているのか。	先ほど言った流速の関係もあるので、単純比例というわけにはいかないかと思う。豊橋は流量観測ができていないため、把握は、今言ったような形でしている。	国	
45	過去の洪水で何対何ではなく、時間ごとにくつからくつでという数字を教えてください。時差もあるのではないか	水文水質データベースで、時刻ごとの流量ということで公表している。時差もあるが、ほとんど距離的には近いので、大きな問題にならないと考えている。	国	
<b>支援救済について</b>				
46	浸水被害軽減計画メニューに支援救済策を議論する場を設けることをしっかり入れてくれと言っているみんなで防災減災について話し合いの場を設けて考えていきましょうというメニューは入れられないのか。行政側の説明では、計画に位置づけられていないからできないと言われる。	現在の地元の作業部会や被害軽減計画の協議会が、その場に相当すると考えている。作業部会で意見が出て、計画を変えるという話になれば実行する。	国	
47	計画規模の洪水が防げず外水が発生するというので、それに対する支援について話しているが、住民としては水があふれなければいい。いろいろなやり方があるのではないかと話をしたが、できない、難しいと言われる。流域治水として関係者全員で話し合おうと言っても、事務局は反対する。話し合いの場を設けることを、メニューに入れることはできないか。副所長の権限でできるのではないか。	副所長の権限ではできない。	国	【補足】 支援等について、まずはどのような支援制度があるか整理します。その旨は浸水被害軽減対策計画のメニューに追加しました。
48	では、誰ならできるのか。規約では、作業部会が出た意見を協議会に諮ることになっているが。	作業部会からそういった意見が出たということは把握しているが、協議会関係者できちんと中身を吟味し、各種法令とも照らし合わせ、本当に計画に位置づけられるかどうかを確認しないとできない。	国	
49	法令でできるとなっている。国交省のメニューに書いてある流域治水等は法令で決まっているので、明確にするためにも記載すればいい。	できるとなっているのであれば、わざわざ記載する必要はないと考えている。	国	
50	住民は早く復旧したいから、使える制度があるなら教えて欲しいと何回も言っているが、一向に説明はなく、できないと言われる。だが、蓋を開けてみれば、制度があると言う。そんなでたらめな説明会は困る。	ご意見はお伺いした。	国	

豊川霞（金沢地区） 地元説明会議事録（9/10）

会議開催日 令和7年12月15日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
51	補助金を受ける際、霞地区で農業を行うことについて「リスクはあるか」と確認したところ、「何年も浸水していないため特に問題はない」と説明を受け、補助金を受けた。しかし現状では「金沢地区では補助金は認められない」と言われている。市として金沢町を農地として認めないということなのか。それを踏まえ、農務課長に出席を依頼したが、出席できないとの回答であった。農務課長からは「出席する担当課に話をすべて伝える」と言われたが、情報は共有されているのか。	住民と農務課長が話をしたこと、農務課長が出席できないと回答したことは把握している	市	【補足（農務課）】 「特定の地域であることを理由に補助金を認めない」ということはありません。また、情報については共有しております。
52	現状、特別区域指定はされておらず、国からは「未整備である」と説明を受けている。一方で、農地として認められないという話があったのであれば、そのような特別扱いの問題である。農務課長や霞地区作業部会でしっかり確認をお願いしたい。	確認します。	市	【確認結果（農務課）】 「特定の地域であることを理由に農地として認めない」ということはありません。
53	行政は収入保険または農済への加入を強く推奨しているが、保険金は雑収入となる。確定申告上、雑収入と収入が増加する。100%収入保険を受給していた場合、職業収入はゼロとなる。機械の更新や家屋の修繕を行う際に資金を借りることができない。収入がゼロであるためである。当初、農協に対し被害補填のため資金を借りたいと申し出たが、収入がゼロであるため貸付できないと回答された。都合の良い時のみ農債への加入を促しているが、そのような側面は考慮されていない。	ご意見はお伺いした。	市	
54	浸水の救済について言えば農業系の方で災害復旧事業というのがあるがそれも全部できませんと回答されている。使える事業があるためしっかりと話し合いをする場を設けるということをメニュー項目に設けてください。	ご意見はお伺いした。	国 (市)	
55	異議申立書はいつまでに回答をもらえるのか。	現時点ではお示しできないので、目途が立ったら、町内会に連絡させていただく。	国	
<b>浸水被害軽減対策計画の改定</b>				
56	浸水が確認された洪水の棒グラフについて。平成25年9月16日の洪水は、霞地区への浸水が確認されていない洪水となっているが、当時浸水した際の写真は私が持っている。今日測ったところ、大体40cm浸水していたと思われる。この資料が示すのは、河川管理者、水防管理者ともに浸水を確認していないということである。平成25年の時点から長年やっていなかったということを示す資料にもなる。	浸水状況を更新した棒グラフをつけているが、作業部会のほうで浸水したのに浸水をしたことになっていない洪水が2つほどあるという指摘をいただいているので、現在確認中である。	国	【確認結果】 写真等により浸水が確認できましたので修正します。
<b>その他</b>				
57	作業部会を開いているのに、なぜこんな話が、住民説明会の場でされるほど進まないのか。	本日も指摘・お話しいただいた被害状況や農地の関係については、内部で確認して議事概要にできる範囲で記載していきたい。	国	【補足】 ご指摘等に対する回答、考え方は【補足】、【確認結果】として現時点で回答可能な範囲で議事録の備考欄に記載しました

会議開催日 令和7年12月15日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
58	来年の出水期から防災気象情報の変更が決まったが、金沢地区については具体的にどのように変わるか。	それについては、まだこの場でお話しできるような状況ではない。	国	【補足】 豊川市と協議の上、案が固まったら説明に伺い、ご意見をいただきたいと思います。
59	「浸水被害が発生した際の対応」が書いてあるが、支援救済等の要望、仕組みを話し合う場が欲しいと指摘をしている。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 霞に特化した支援制度はありません。 まずは被災時の支援として現行でどのような支援があるか整理の上、作業部会で説明していくことを考えています。
60	浸水範囲は、金沢霞において40haから10haに減少すると記載されているが、他の資料だと180haから100haに減少するという形で公開されている。また霞地区の浸水被害範囲と、流域委員会で示されている範囲は、全く異なる形になっている。専門家に説明するのと住民に説明する範囲が違っている。  令和5年に浸水した範囲は、平成15年に試算された資料とほぼ範囲が一緒で、面積は大体100haとなっている。	「外水氾濫による浸水面積の減少」について、40haから10haに減ることを示しているが、他に公表している資料と面積が違う等の指摘をいただいているので、精査しているところである。	国	【確認結果】 浸水被害軽減の効果については、公表した時点における小堤高、計算手法、河道条件等の設定の違いによって、浸水面積や効果量が異なります。